

## 「産業廃棄物等の処分に関する要領」の改正内容

平成 29 年 10 月 1 日に、廃棄物や建設残土の受入基準等に係る要領改正を行います。

### 【主な改正内容】

#### 1 管理型産業廃棄物の受入基準

廃棄物処理法施行令の改正により、産業廃棄物の種類に新たに「水銀含有ばいじん等」の水銀廃棄物が定義され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

これを受けて、公社最終処分場では、従来の管理型産業廃棄物のうち「水銀含有ばいじん等」は受け入れないこととし、このための受入基準を改正します。

#### 2 建設残土の受入基準

建設残土については「汚染された土砂等でないこと」を受入基準の一つとしていますが、この「汚染された土砂等」の定義を「土壌汚染対策法施行規則第 31 条に基づく溶出基準及び含有基準（土壌の指定基準）並びに土壌の汚染に係る環境基準に適合しないもの」に改正します。

#### 3 その他

上記 1、2 に関連して、処分依頼の際に必要な添付書類等の改正を行います。

### 【改正箇所】

条 項 等	変 更 内 容
第 3 条（処分依頼の手続き）	<ul style="list-style-type: none"><li>建設残土は、処分依頼書に産業廃棄物性状表（様式第 2 号）の添付は不要としていたが、これを削除する。</li><li>これに伴い、様式名を「産業廃棄物性状表」から「産業廃棄物等性状表」とする。</li><li>建設残土について、公社が必要と判断した場合に、分析証明書の写しの添付を求めることができることとする。</li></ul>
別表（受入基準）	<ul style="list-style-type: none"><li>「水銀含有ばいじん等」は受入れしないため、管理型産業廃棄物の受入基準に水銀含有量（15mg/kg 以下）を追加する。</li><li>建設残土の受入基準である「汚染された土壌でないこと」の具体的な内容を定めた備考欄を土壌の指定基準等に適合しないものに改める。</li><li>水銀含有量の分析方法を備考欄に追加する。</li></ul>
処分依頼書【様式第 1 号】	<ul style="list-style-type: none"><li>添付書類の欄の「廃棄物性状表」を「廃棄物等性状表」に改め、「建設残土を除く」を削除する。</li></ul>
廃棄物等性状表【様式第 2 号】	<ul style="list-style-type: none"><li>様式名を「廃棄物性状表」から「廃棄物等性状表」に改め、建設残土の場合の記載内容を追加する。</li></ul>
受託基本契約書【様式第 6 号】	<ul style="list-style-type: none"><li>第 9 条（処分依頼の手続き）の改正に伴い、建設残土の分析証明書の写しの提出等について改正を行う。 また、年度中に廃棄物等の性状が著しく変化したと公社が判断したときは、排出事業者に対し、新たな分析証明書の提出を求めることができることとする。</li><li>「廃棄物受入停止等措置指針」の一部改正に伴い必要な改正を行う。</li></ul>

改正後の「産業廃棄物等の処分に関する要領」は、情報公開に掲載しています。